

諮問番号：諮問第 297 号

答申番号：答申第 297 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による次の各処分（以下これらを総称して「本件各処分」という。）に係る各審査請求（以下これらを総称して「本件各審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

処分内容	処分の略称
保護変更申請却下（家具什器費の一時扶助に係るもの）	本件処分 1
保護変更申請却下（家財保管料の一時扶助に係るもの）	本件処分 2

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件各処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 審査請求人による家具什器費支給申請（以下「本件申請 1」という。）及び家財保管料支給申請（以下「本件申請 2」という。また、本件申請 1 と合わせて「本件各申請」という。）に至る経緯について

ア 審査請求人は、平成 28 年から生活保護（以下「保護」という。）を受給する者であり、住宅扶助として家賃相当額の生活保護費（以下「保護費」という。）を受給していた。

イ しかしながら、難病指定されている全身性アミロイドーシスをはじめとして右腰部皮下腫瘍、高度慢性呼吸不全、不明熱、2 型糖尿病、成人スティル病（38～39 度の熱発を起こす病気）及びメニエル病の各持病を有し、健康な者に比して莫大な食費や通院費の負担を強いられていたため、家賃相当額を家賃ではなく、それ以外の費用に充てざるを得なかった。このような事情により、家賃不払いの状況が続いたため、旧住居の賃貸人から建物明渡請求訴訟を提起され、旧住居から

の退去を命じる判決が確定した。

ウ 審査請求人は、令和3年6月11日夕方、処分庁からの連絡により同月18日までに退去しなければならない旨を告げられた。審査請求人には上記イのとおり複数の持病があり、外出時には酸素ボンベを持ち運びしなければならず、物を持ち上げるなどの動作を繰り返すと肺が圧迫され酸欠に陥り失神してしまう状態であったため、到底、同日までに退去することは不可能であった。しかし、同日、上記イの判決に基づく強制執行を受けたことから、直ちに退去しなければならなくなった。

エ 審査請求人は、音楽家・翻訳家・著述家として活動する者であり、居室内にはピアノ、パソコン、辞書及び多数の書籍等をはじめとした仕事道具のほか、洗濯機、冷蔵庫等の家財を保有していたが、突如として住処を失い、行く当てもなかったため、処分庁に相談したところ、福岡市所在の無料低額宿泊所（以下単に「無料低額宿泊所」という。）へ行くよう勧められた。

ところが、無料低額宿泊所では、審査請求人に複数の持病があることから、面倒を見るのは困難であるとして、国土交通省ホームレス対策プロジェクト登録業者を紹介され、緊急避難的に居室（以下「仮住まい」という。）を確保した。

オ 他方で、旧住居にあった家財等については、無料低額宿泊所から貸倉庫を借りよう指示を受けたため、第3障がい者基幹相談支援センターの担当者と共に貸倉庫業者を探した。冷蔵庫等の大型家財は、エレベーターのない4階建の旧住居から搬出した上で貸倉庫を借りて保管するほかなかったが、運搬費は数万円掛かると言われ、かつ前払いであり、手持ちの現金はなく、裁判所執行官からも処分するよう告げられたため、やむを得ず、冷蔵庫や洗濯機をはじめとする生活家電は処分せざるを得なかった。この際、審査請求人は処分庁に対し、家財の処分について相談したところ、自ら捨てた場合以外であれば、保護費から新たな家財購入費用が支給される旨の教示を受けた。なお、これらの生活家電は審査請求人が平成14年から平成20年頃までの間に購入したものであった。

カ 令和3年7月17日、審査請求人は仮住まいから新住居に転居した。

キ 審査請求人は、旧住居を強制退去となった際に、家財を貸倉庫で保管するほかなかったため、やむを得ずレンタルボックスを借り、家財を保管することとした。

この点については、処分庁からも家財保管料として賃料相当額が支給される旨の

教示を受けており、審査請求人は第3障がい者基幹相談支援センターの担当者と共に処分庁から伝えられた上限14,000円を超えない範囲で最も広い倉庫を探し、契約するに至った。

審査請求人には、上記イのとおり複数の持病があり、夏場に身体を動かすと38度を超えて発熱してしまい熱中症となる危険があるため、仮住まいから新住居への引越しと同時に貸倉庫から荷物を新住居へ移転する作業を行うことは困難な身体的状況にあった。

そのため、同日の引越しの際には、仮住まいから新住居への荷物の移転のみを行い、貸倉庫内の荷物については、同年9月24日に新住居へ移送した。

ク 上記オのとおり、審査請求人は洗濯機や冷蔵庫をはじめとする家財を失い、これを新たに揃えなければならなかったことから、家具什器費支給申請（以下「本件申請1」という。）を行ったが、処分庁はこれを却下する処分（以下「前回処分1」という。）を行った。

新住居において、審査請求人が日々生活する上で、冷蔵庫、洗濯機、掃除機及びオーブンは必要不可欠の家具什器であったため、審査請求人は緊急貸付けを受け、その借入金で、これらの家具什器を揃えざるを得なかった。なお、審査請求人が揃えた家具什器及びその購入価格は次のとおりである。

- ・ 冷蔵庫及び洗濯機 36,800円
- ・ 掃除機 4,980円
- ・ オーブン 2,990円

ケ また、審査請求人は、貸倉庫の賃料につき本件申請2を行ったが、処分庁はこれを却下する処分（前回処分1と合わせて「前回各処分」という。）を行った。

なお、審査請求人は、令和3年8月及び9月分の家財保管料として、合計13,600円（月額6,800円）を負担している。

（2）本件各処分について

令和3年10月25日付けで、審査請求人は、前回各処分は違法又は不当であるとして、前回各処分の取消しを求める審査請求を提起した。これに対し、令和5年12月1日、前回各処分を取り消す旨の裁決がなされたが、その取消事由は、理由不備を理由とするものであった。

当該裁決を受け、処分庁は、同月20日付けで本件各処分を行った。なお、本件各

処分に係る通知書には「却下の理由」として「支給要件に該当しないため。」との記載があり、その理由が明記されている。

しかしながら、これは前回各処分の際に口頭で説明を受けた内容と全く同じ理由であり、目新しい理由は述べられていないことから、本件各審査請求を提起した次第である。

(3) 本件各処分の違法性又は不当性について

ア はじめに

本件各申請は令和3年7月及び9月に行ったものであり、既に2年半以上が経過している。本件各処分がなされたことにより、現在においても、最低限度以下の生活を強いられている。前回各処分に係る審査請求の審理において、実体面について再三にわたる主張や反論が繰り返された上で手続的違法を理由に前回各処分の取消しの裁決がなされ、それを受けて処分庁が改めて前回各処分と同様、本件各申請を却下する本件各処分を行ったという事情からすれば、速やかに本件各処分を取り消す旨の裁決がなされるべきである。

イ 法の規定について

法は、日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しており（法第1条）、最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬとされている（法第3条）。

本件各処分は審査請求人を、最低限度をはるかに下回る生活に追い込むものであり、日本国憲法及び法に違反し、かつ、保護の支給基準に沿わない不相当なものであることは明白であるから、速やかに取り消されなければならない。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」の定めについて

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7は、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」と定めている。すなわち、最低生活費の支給要領として、生活困窮者個人の具体的事情を考慮して、最低生活に必要な不可欠の物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支

給しなければならない緊急やむを得ない場合には、一時扶助として支給することを定めているのであって、次官通知第7の2の(1)から(3)までに掲げられている各要件は、支給要件に該当する具体例を例示したにすぎず、これらに該当しない限り支給要件を充足しないというものではない。

エ 本件処分1（家具什器費）について

(ア) 審査請求人は、本件申請1を行った時点で、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、掃除機及び本棚の各家財を所持していなかったのであるから、当然に「最低生活に必要な不可欠の物資を欠いていると認められる場合」に該当する。

なお、令和3年7月19日、処分庁が審査請求人の新住居を訪問し、これらの家財が存在しないことを確認している。

そして、これらの家具什器がなければ最低限度の生活を送ることができないことは言うまでもないところ、審査請求人が洗濯機及び冷蔵庫をはじめとする家財を失うに至った経緯は上記(1)のとおりであり、審査請求人は旧住居に保有していた家財を仮住まい又は貸倉庫へ搬入することを希望したものの、仮住まいへは持込みを拒否され、貸倉庫にも搬入できなかったため、やむなく処分するほかなかったのであるから、審査請求人はやむを得ない理由により家財を失うに至ったと言える。

したがって、「最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当することは明白である。

(イ) 処分庁は、審査請求人が新住居への転居の際に家具什器を所持していない事情について、形式的に「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)までに該当するか否かのみによって不支給との結論を出しているところ、かかる判断は次官通知第7の趣旨に反している。

すなわち、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)は「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」と定めているところ、保護開始時であろうと転居時であろうと、被保護世帯において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合に最低限度の生活を送ることができない状況であることに変わりはない。

同(ア)から(オ)までは、次官通知第7の支給要領を運用の便のために具体化したものにすぎないのであって、転居の際に家具什器を所持していない場合においては、「それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かの判断を要する。

この判断において、不所持に至った事情が、例えば、故意に損壊した、破棄した、売却した等、「やむを得ない場合」とは言えない事情がある場合には不支給処分が適法なものとなるべきである。

しかしながら、審査請求人が転居に際して洗濯機、冷蔵庫等の家具什器を持ち合わせていなかった事情は上記(1)のとおりであり、審査請求人は強制退去に際し、家具什器を貸倉庫へ搬入しようと考えていたところ、仮住まいへ持って行くことはできなかったこと、家財保管料として支給される月額上限14,000円以内で賃借できる貸倉庫には家具什器を保管するスペースがなかったこと及び旧住居から家具什器を運び出すには数万円単位の費用が掛かり、審査請求人はこれを支払う現金を持っていなかったことから、やむなく手放したものであって、正に「やむを得ない場合」に該当する。

(ウ) したがって、審査請求人が新住居に転居するに際し家具什器を持ち合わせていなかった事情は、次官通知第7の生活困窮者個人の具体的事情を考慮して、「最低生活に必要な不可欠の物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当する。

にもかかわらず、処分庁は、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)までに形式的に当てはめただけであり、審査請求人個人の具体的事情は一切考慮せずに家具什器費の支給を拒否した本件処分1は、違法又は不当であることは明らかである。

オ 本件処分2（家財保管料）について

(ア) 令和3年7月分までの家財保管料は、処分庁により支給決定がなされているため、支給要件について争いはない。

(イ) 本件処分2の理由は、審査請求人が令和3年7月17日に現住所へ引越しをしたことから、「医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等」（以下「無料低額宿泊所等」という。）に「入院又は入所している単身の被保護者」でなくなったためであると考えら

れる。

しかしながら、審査請求人に複数の持病があり、大量の家財を一度に新住居に移送し、荷解きするのが困難であることは上記（１）のとおりであって、そうであるからこそ処分庁は、仮住まいから新住居への家財移送費を支給した上で、更に同年９月２４日の貸倉庫から新住居への家財移送費を支給している。

審査請求人には複数の持病があるため、引越し作業を短期間で行うことができず、一度に大量の家財が新住居に移送されれば、居室が段ボールでいっぱいとなり生活できないのであるから、局長通知第７の２の（１０）のエの「やむを得ない事情により、家財を自家以外で保管してもらう必要がある、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないもの」に該当することは明らかである。

にもかかわらず、令和３年８月分及び９月分の家財保管料を不支給とした本件処分２は、審査請求人の持病を一切考慮していない違法又は不当なものであることは明らかである。

(ウ) 処分庁は、審査請求人が新住居に転居したことをもって、「自家以外の場所に保管してもらう必要性」は解消していると判断し、令和３年８月分及び９月分の家財保管料の支給を却下した旨弁明する。

しかしながら、審査請求人には、令和３年９月まで、貸倉庫において家財を「保管してもらう必要性」が存在していた。すなわち、審査請求人の持病のうち、不明熱は 38.3 度以上の発熱が 3 週間以上持続し、その原因は不明という病態であり、成人ステイル病も高熱が持続する病態である。審査請求人の主治医においても令和３年８月 31 日まで倉庫周りの作業ができないことを認める旨の診断書を作成している。その他、審査請求人は、同年６月 21 日に右腰部皮下腫瘍の摘出手術を受けたばかりで、身体を思うように動かすことができない状態であった。

また、審査請求人は、音楽家・翻訳家・著述家として活動する者であるところ、これらの活動に必要な書籍類や CD を大量に所持しており、書籍を約 2,000 冊、CD・DVD を 500 枚ほど所持している。旧住居を退去する際、旧住居内にあった審査請求人の荷物は段ボール約 120 個分に及んでいる。審査請求人が新住居へ転居した直後の同年 7 月 19 日には、処分庁の職員 2 名による新住居

への家庭訪問が実施されており、その際、同職員らは、仮住まいから搬入した段ボールで埋め尽くされている新住居の状況を確認している。

このように、同月 17 日の時点においては、貸倉庫内での家財保管の必要性は解消しておらず、同年 9 月まで貸倉庫内で家財を保管していたからこそ、転居後、仮住まいからの荷物の荷解きをしながら生活をする事ができたのである。仮に、処分庁の判断に従えば、仮住まいからの荷物と貸倉庫からの荷物を一挙に新住居へ搬入することになるが、そうなれば、新住居は仮住まいと貸倉庫からの荷物で覆い尽くされ、審査請求人が生活することはできなかった。

(エ) したがって、審査請求人において令和 3 年 7 月 17 日以降、少なくとも同年 9 月までの間、貸倉庫において家財を保管する必要性があったことは明らかであり、本件処分 2 は、支給要件を具備するにもかかわらず、これを不支給とした点で違法又は不当である。

(4) 住宅扶助費の目的外使用との処分庁の主張について

処分庁は、形式的に住宅扶助費が家賃ではなく生活費に費消されたことをもって目的外使用であると繰り返し主張しているが、保護制度自体が個々の要保護者に応じた最低限度の生活を保障しているのであるから、最低生活費を認定する場面だけでなく、目的外使用に当たるか否かの判断においても、当該要保護者の個別具体的な生活実態を考慮しなければならないことは言うまでもない。

(5) 結論

以上のとおり、本件各処分は生活保護実施要領にも生活保護手帳記載の細目にも沿わないものであり、これにより審査請求人は現在においても最低限度を下回る生活を余儀なくされているのであるから、本件各処分は最低限度の生活を保障する法及び日本国憲法第 25 条に反する違法又は不当な処分であり、速やかに取り消されなければならない。

2 審査庁の主張の要旨

本件各審査請求は、処分庁が、審査請求人による家具什器費支給申請及び家具保管料支給申請に対し、一時扶助の支給要件に該当しないことを理由に、本件各処分を行ったことに対する審査請求であるが、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件各審査請求は理由が無いので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1について

局長通知第7の2の(6)のアは、被保護世帯が同「(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7の定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるとき」に一定額の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えない旨を定めているところ、本件申請1にあつては、当該(ア)から(オ)までの場合のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分2について

局長通知第7の2の(10)のエは、無料低額宿泊所等に入院又は入所している「単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないもの」について、一定額の範囲内で、特別基準の設定があったものとして一時扶助を認定して差し支えない旨を定めているところ、審査請求人が新住居に転居した令和3年7月17日以降は、同エに該当するものとは認められない。

したがって、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

(1) 本件処分1に係る主張

審査請求人は、処分庁が、審査請求人個人の具体的事情を一切考慮せずに、局長通知第7の2の(6)のアの(ア)から(オ)までに形式的に当てはめただけで行った本件処分1は違法又は不当である旨を主張している。

しかしながら、当該(ア)から(オ)までの場合は、特別基準の設定に関し、通常予測される生活需要を賄う経常的最低生活費では対応できない特別の需要のうち、典型的に家具什器費を支給するのが相当な場合を具体的に列挙したものであり、その性質は限定列挙であると解されるところ（札幌高等裁判所令和6年10月31日判決参照）、次官通知第7は、当該(ア)から(オ)までの場合に該当しないときに家具什器費を支給することを想定していないと言わざるを得ない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 本件処分2に係る主張

審査請求人は、本件処分に係る事案の経緯等に照らせば、令和3年9月までの間は家財を「自家以外に保管してもらう必要性」が存在していたのであるから、本件処分2は違法又は不当である旨を主張している。

しかしながら、局長通知第7の2の(10)のエについても、特別基準の設定に関し、他法他施策の活用可能性等を考慮の上、家財保管料を支給するのが相当な場合を限定的に定めたものであると解されるところ、審査請求人が新住居に転居したことをもって同エを適用することはできないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件各審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年12月15日及び令和8年1月19日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

(1) 局長通知第7の2の(6)のアは、被保護世帯が同「(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7の定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるとき」に一定額の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えない旨を定めている。

同アには、(ア)として「保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき」、(イ)として「単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・

入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。」等が挙げられているものの、審査請求人の転居の経緯をみても、本件申請1にあっては、当該(ア)から(オ)までの場合のいずれにも該当しないものと認められる。

(2) また、審査請求人は、「家財の処分について相談したところ、自ら捨てた場合以外であれば、保護費から新たな家財購入費用が支給される旨の教示を受けた。」旨を主張している。

この点について、本審査会が処分庁に審査請求人への家具什器費に係る説明内容が分かる資料の提供を求めたところ、ケース記録の写しの提出がなされた。この記録によると、令和3年7月2日に処分庁は、審査請求人に対して、一時扶助の支給申請後に認定の可否を判断する旨を説明していることが認められるものの支給されるとまでは説明していない。そして、令和6年4月22日に処分庁から審理員に提出された証拠書類等提出通知書に添付されたケース記録（本件処分及び従前処分について）の写しによると、令和3年7月7日に審査請求人に対して、家具什器費の支給要件に該当せず支給不可である旨を説明していることが認められる。

これらを踏まえると、処分庁の令和3年7月2日の説明により、審査請求人が家具什器費の支給を期待したことがうかがわれるものの、処分庁は、支給できない旨を、その5日後の同月7日に説明していたことが認められ、一連の処分庁の説明をみても、不合理な点は認められない。

したがって、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分2について

局長通知第7の2の(10)のエは、無料低額宿泊所等に入院又は入所している「単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないもの」について、一定額の範囲内で、特別基準の設定があったものとして一時扶助を認定して差し支えない旨を定めている。

本件についてこれを見ると、審査請求人については、新住居に転居した令和3年7月17日以降は、無料低額宿泊所等に入院又は入所しているという事情が認められないことから、同エに該当するものとは認められない。

したがって、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 そのほか、本件各処分に影響を与える事情もないので、本件各処分に違法又は不当な点は認められず、本件各審査請求は理由がないからこれを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 井上 禎 男

委員 井手上 治 隆

委員 森 美知子